

6 総合事業

平成 27 年介護保険法の改正により、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援する「総合事業」という新しい制度が設けられました。

総合事業は、介護予防サービスなどの全国一律の基準による保険給付サービスと違い、区市町村が地域の実情に応じた介護予防や生活支援サービスを独自の基準・内容により、ひとりひとりの状態や必要性に応じたサービスを提供していく事業です。

(1) 総合事業の種類と利用対象者

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の 2 つの事業に分類され、その事業ごとに利用対象者が異なります。

①介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者と、65 歳以上の方でおとしより相談センターで実施する元気力（生活機能）チェック[P 8 参照]の結果、生活機能の低下がみられた方（以下「事業対象者」）を対象とした事業になっています。訪問型と通所型のサービスがあり、板橋区では下表のサービスを展開しています。

【板橋区における介護予防・生活支援サービス事業】（★の対象者：原則、要支援 1・2）

サービス名		内 容
訪問型サービス	予防訪問サービス（★）	区の指定を受けた事業者のホームヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問し、身体介護サービスや生活援助サービスを行います。
	生活援助訪問サービス（★）	区の指定を受けた事業者のホームヘルパー（訪問介護員）等が居宅を訪問し、1 回 60 分以内の生活援助サービスを行います。
通所型サービス	予防通所サービス（★）	区の指定を受けた通所介護施設（デイサービスセンター）に通って、食事・入浴・排せつなどの介助や機能訓練を行います。1 回あたり 5 時間以上のサービスになります。
	生活援助通所サービス（★）	区の指定を受けた通所介護施設（デイサービスセンター）に通って、生活機能の維持・向上を目指した機能訓練やレクリエーション等を行います。1 回あたり 5 時間未満のサービスになります。
サービス名		内 容
通所型サービス	元気力向上教室 [短期集中型サービス]	専門職の指導のもと、運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上などの特定機能の向上を目的とした 3～6 ヶ月間の教室です。板橋区内の様々な地域で実施されています。
	住民主体の 通所型サービス（※）	地域住民（NPO 法人・ボランティア団体など）が自主的に実施する介護予防サービスです。会食や体操、レクリエーションなどを行っています。

訪問型サービス	住民主体の訪問型サービス（※）	地域住民（NPO法人・ボランティア団体など）が自主的に実施する介護予防サービスです。身体介護を含まない掃除・洗濯・ごみ出し等の生活援助等を行います。
---------	-----------------	--

（※）要支援者・事業対象者のときから継続して利用する要介護者も利用することができます。

②一般介護予防事業

一般介護予防事業は、65歳以上の全ての区民の方を対象とした事業です。板橋区では、介護予防普及啓発事業として健康体操の実践と介護予防や健康等に関する各種講座を開催しています。板橋区で実施している一般介護予防事業の一部を下表にお示しします。

【板橋区における一般介護予防事業の例】

事業名	内 容
介護予防サポーター養成講座	高齢者の介護予防活動を応援するサポーターを養成します。「元気おとせん！体操」や運動のこと、お口の健康、食生活（栄養）等について学びます。公的な資格ではありませんが、講座で学んだことを活かして、地域でのボランティア活動に協力していただきます。
銭湯で介護予防体操	介護予防を目的に、区内 23 か所の公衆浴場で月1～2回介護予防体操を行います。
脳力アップ教室	認知症について正しく学び、認知症へ備えるための運動や文化的活動をグループで行い、習慣化を目指すプログラムを行います。
失語症会話パートナー養成講座	失語症の方が集うグループの活動を支援するボランティアを養成します。失語症の方とのコミュニケーション方法を学びます。修了後は地域活動に協力していただきます。

（２）元気力（生活機能）チェック

前述のとおり、介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者と元気力（生活機能）チェックの判定により生活機能の低下がみられた方を対象としています。

要支援認定者は、P 3に記載している「3 認定までの流れ」のとおり、認定申請の結果によりその判定を受けることになりますが、もう1つの「元気力（生活機能）チェック」による判定とはどのようなもののでしょうか。

①元気力（生活機能）チェックとは

元気力（生活機能）チェックとは、生活状況等に関する質問票（以下「元気力（生活機能）チェックシート」）をもとに、その質問項目に回答していただくことで、心身の機能で衰えているところがないか等を確認するものです。

元気力（生活機能）チェックは、各地域を担当するおとしより相談センターで、実施しています。おとしより相談センターでは、元気力（生活機能）チェックの判定や対象者とのヒアリング等に基づき、その方の心身の衰えやリスクなどを把握し、在宅での生活を維持するための生活支援サービスや介護予防につなげ